

児童扶養手当を受給されているみなさまへ

就労自立促進事業へ参加しませんか

● 就労自立促進事業とは？

- ハローワーク川内の担当者が、マンツーマンで、みなさまの就職活動を支援する制度です。
- 対象になる方は、児童扶養手当を受給されている方であって、早期に就職したいという意欲がある方です。
- ハローワーク川内と薩摩川内市と一緒に、みなさまの求職活動を支援します。

● 支援期間は？

支援を開始した日から原則6カ月間（支援を開始した日から起算し6カ月後の日までの間）。

● 支援の内容は？

- ① ハローワーク川内の就職支援ナビゲーターによる担当者制や予約制による職業相談、職業紹介、職業訓練のあっせん、トライアル雇用求人へのあっせん
- ② 求職活動にあたっての心構え、不安などの解消
- ③ 履歴書・職務経歴書の作成、面接の受け方などのアドバイス
- ④ 仕事のご希望に添った求人情報の提供
- ⑤ 希望求人選定にあたっての助言
- ⑥ 応募が不調に終わった場合の分析と今後の対応のご相談
- ⑦ 職業準備セミナー・キャリア形成に関するご相談などです。



● 参加申込の方法は？

- ① 参加を希望される方は、事業への参加及び個人情報の取り扱いに関する同意書に記入していただき、ハローワーク川内の窓口へ提出をお願いいたします。
- ② ハローワーク川内の職業相談日時を調整させていただき、就職支援を開始します。
なお、就労自立促進事業に参加された方については、この事業を進めるうえで必要な情報をハローワーク川内から薩摩川内市に連絡することがありますので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせは、ハローワーク川内の担当の窓口におたずねください。

ハローワーク川内（川内公共職業安定所）

職業紹介第2部門 就労支援担当：電話0996-22-8609

音声ガイダンス ①